

小規模保育事業 豊新かめっこ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	株式会社ニチゼミ新聞社
所 在 地	大阪市東淀川区大隅1丁目3番11号
電 話 番 号	06-6329-6553
代表者氏名	代表取締役 瓶 井 修

2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 名 称	豊新かめっこ保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市東淀川区豊新5丁目7番10号
連 絡 先	電話番号 06-7493-1811 E-mail:houshinkamekko@kamei.ac.jp
管 理 者	施設長：有馬 祐司
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児……………6人 1歳児……………6人 2歳児……………7人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 13人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	平成27年4月1日
事 業 所 番 号	2710052000694
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.houshin-kamekko.com/index.html

3 事業の目的・運営方針

豊新かめっこ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建 物	構 造	鉄筋コンクリート造3階建のうち1階
	延べ面積	99.10㎡
屋外遊戯場		市営豊新住宅内公園597.63㎡

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳児室又はほふく室	1室	ひよこ組(0歳児クラス)
保育室(又は遊戯室)	1室	うさぎ組(満1歳児クラス) くま組(満2歳児クラス)
そ の 他	調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) リトミック

保育カリキュラムにリトミックを取り入れ、遊びを通して音楽に触れ、表現する楽しさを感じられる環境を提供します。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和6年3月1日現在

職 種	職 務 の 内 容	員 数	常 勤	非常勤
施 設 長	園務をつかさどり、所属職員を監督する。	1	1	0
保育責任者	施設長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育を行う。	1	1	0
保 育 士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う。	8	4	4
子育て支援員	保育士の保育をサポートする。	2	0	2
調 理 員	給食及びおやつを調理する。	外部委託業者による自園調理		

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤 務 体 系
施 設 長	正規の勤務時間帯（7：30～18：30のうち8時間）
保育責任者	正規の勤務時間帯（7：30～18：30のうち8時間）
保 育 士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30のうち8時間）
保育士（非常勤）	正規の勤務時間帯（7：30～18：30のうち2～8時間）
調 理 員	外部委託業者による配置

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上で保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上で保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から9時まで又は17時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務はウオクニ株式会社が行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

区分	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時15分頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時15分頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時15分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

除去食又は代替食により対応します。ただし、アレルギー児は医師の診断書が必要になります。医師の指示に基づき、栄養士と相談の上、個別のアレルギーに対応した献立表を作成します。

食物アレルギー対応マニュアルあり

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。なお、卒園後のスムーズな移行を考慮し、発達等に関する情報提供を行う場合があります。

(1) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供

ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

(2) 連携施設

ア 保育園こどものくに

運営主体	社会福祉法人若葉会
所在地	大阪市東淀川区豊新4丁目6番17号
連携内容	・集団保育を体験させるための機会の設定 ・代替保育の提供 ・当園における保育の提供の終了後の継続的な受入
電話番号	06-6329-3849

イ 大桐保育園

運営主体	社会福祉法人大桐福祉会
所在地	大阪市東淀川区大桐4丁目2番12号
連携内容	・当園における保育の提供終了後の継続的な受入
電話番号	06-6326-0509

ウ すくすくの杜上新庄園

運営主体	社会福祉法人すくすくどろんこの会
所在地	大阪市東淀川区豊新5丁目6番32号
連携内容	・集団保育を体験させるための機会の設定 ・当園における保育の提供終了後の継続的な受入
電話番号	06-6195-1710

エ 認定こども園小松幼稚園（2号認定）

運営主体	学校法人専念寺学園
所在地	大阪市東淀川区小松3丁目5番15号
連携内容	・当園における保育の提供終了後の継続的な受入
電話番号	06-6320-1331

オ 風の子保育園

運営主体	社会福祉法人水仙福祉会
所在地	大阪市東淀川区小松1丁目11番8号
連携内容	・当園における保育の提供終了後の継続的な受入
電話番号	06-6328-4019

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）をお支払いいただきます。ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用（別紙「保育用品の販売について」）を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科・小児科

医療機関の名称	森川こどもクリニック
医院長名又は医師名	医院長 宍田 紀夫
所在地	大阪市東淀川区淡路2-16-6 シンプルコート1階
電話番号	06-6327-0415

(2) 歯科

医療機関の名称	しみず歯科クリニック
医院長名又は医師名	歯科医 清水 雅
所在地	大阪市東淀川区豊里7-33-7-101
電話番号	06-6370-6480

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知設備 有 ・消火器 有 ・非常警報器具・設備 有 ・誘導灯 有 ・スプリンクラー 無 ・避難器具(避難カー) 有 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
避難場所	豊新小学校(豊新4-25-19/Tel 6328-5650)

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成及び運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 保育責任者 主任保育士 ・ご利用時間 9:30~16:00 ・電話番号 06-7493-1811 E-meil:houshinkamekko@kamei.ac.jp 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	山口 由起子	電話番号 (ホームページでの掲載は省略)	元公立保育所所長
第三者委員	古谷 泰啓	(ホームページでの掲載は省略)	元大阪市民生局 保育部長

※ 当園では、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

20 利用者に対するの保険の種類・保険事故(保険者の保険金支払義務を具体化させる事故)・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	保育中のミス及び提供した食物による賠償
保険金額	賠償責任限度額…対人・対物1事故につき3億円

21 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	2人	6人	6人
1歳児	7人	6人	6人
2歳児	7人	7人	7人

22 第三者評価の受審及び自己評価の実施状況

項 目	受審状況等	受審結果等
第三者評価受審状況	平成30年度受審	概ね良好
自己評価の実施状況	毎年度実施	非公開

- 23 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）
なし

24 当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
送 迎 時	<p>駐車場・駐輪場はありません。</p> <p>お車での送迎は近隣の方のご迷惑にならないように近くのコインパーキングをご利用ください。</p> <p>駐輪に関しては車の通行の邪魔にならないようご配慮をお願いします。また、自転車を置いたままでのご出勤はお断りします。</p>
警報発令時の対応 地震発生時の対応	『入園のしおり』をご確認ください。
病気とお薬について	『入園のしおり』をご確認ください。 また、感染症については別紙をご確認ください。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分及び実費徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
物品に係る費用	<p>〔全員購入〕 帽子・おたより袋（新入児）・おたより</p> <p>〔1・2歳児のみ購入〕 スモック・おえかき帳・クレパス</p> <p>〔2歳児のみ購入〕 のり・ねんど・ねんど板・ねんどベラ・ねんどケース</p> <p>※全員購入物品は保育を行う上で、個人での購入が必要であるため。 スモックは1・2歳児の外遊びや製作活動などで使用する為。 おえかき帳・クレパス・のり・ねんど他は、保育教材として使用するため。</p>	<p>別紙参照 「保育用品の販売について」</p>

・行事等に係る費用について、実費徴収が必要な場合は事前にお知らせします。

2 時間外保育に係る利用者負担

○ 保育短時間認定に係る時間外保育料

- ・ 一時的な利用 1時間あたり 300円
- ・ 月 額 1日1時間あたり 2,900円／月

※ 月額利用については、各世帯の保育事由関連の理由で当月の保育料請求前の事前申し込みに限ります。

※ 当園は、保育料については銀行振込をお願いしております。また、上記1の費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。